

福岡市城南区選挙管理委員会

令和6年5月20日(月)

午前10時00分から

1 議 題

- (1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第9号)
- (2)選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について (議案第10号)
- (3)在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について (議案第11号)
- (4)選挙人名簿の登録を行う日について (議案第12号)

2 そ の 他

(1)出前授業の日程について (予定)

城南高校 令和6年6月5日(水) 午後1時55分から

堤丘小学校 令和6年6月6日(木) 午後2時00分から

(2)次回以降の委員会日程について

令和6年6月3日(月) 午前10時00分から

令和6年7月19日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 9 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 282 人 |
| | 内訳 死亡者 | 100 人 |
| | 市外転出者 | 182 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 5 月 20 日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和6年5月1日

1 死亡者

令和6年4月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和5年12月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	53	47	100
転出者	91	91	182
誤載者	0	0	0
計	144	138	282

議題 (2)
議案第 10 号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

<※1> 公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第28条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況(<※3> 総務省令で定めるものを除く。)は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙のとおり

議決及び告示 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第 28 条の 4

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、<※1> 第 28 条の 2 第 1 項及び前条第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(<※3> 総務省令で定めるものを除く)の状況について、申出者の氏名（略）及び利用目的の概要その他<※4> 総務省令で定める事項を公表するものとする。

<※1> 法第 28 条の 2 第 1 項（要旨）

- ① 選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うことを目的とした選挙人名簿抄本の閲覧
- ② 公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を目的とした選挙人名簿抄本の閲覧

<※2> 法第 28 条の 3 第 1 項（要旨）

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿抄本の閲覧

<※3> 規則第 3 条の 4（要旨）

総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

<※4> 規則第 3 条の 4 第 2 項

総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 閲覧の年月日
- ② 閲覧に係る選挙人の範囲
- ③ 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

議題 (3)
議案第 11 号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、^{<※5>}公職選挙法第30条の12の規定により準用する^{<※1>}同法第28条の2第1項及び^{<※2>}第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧(^{<※3>}総務省令で定めるものを除く。)はなく、その旨を告示により公表する。

令和6年5月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

議決及び告示 ^{<※5>}公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、^{<※1>}第28条の2第1項及び^{<※2>}前条第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(^{<※3>}総務省令で定めるものを除く)の状況について、申出者の氏名（略）及び利用目的の概要その他^{<※4>}総務省令で定める事項を公表するものとする。

<※1> ～ <※4>については、議案第37号を参照

<※5>法第30条の12

法第28条の2から第28条の4までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

議題 (4)
議案第 12 号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和 6 年 6 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 古 賀 勉

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 14 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、^{<※1>}登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日 (同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日 (以下この項 (略) において「地方公共団体の休日」という。) に当たる場合 (当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。) には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。) に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1> 法第 19 条第 2 項 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月 ((略) 「登録月」という。) 並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(登録日等の告示)

第 14 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。